

八木緑氏の発表についての

## 質疑応答

(質問者 1 名)

### 【質問】 品川哲彦（関西大学）

関西大学の品川哲彦と申します。質問いたします。カントの目的方式が定める目的が人格であり、したがって通常の行為の目的とは大きく異なる論点は重要な論点で、その問題を論じた点を評価します。ただし、行為には必ず目的が必要であり、しかし通常、目的とされる快をカントが除外したゆえにこの問題が生じることはカントのテキストに示されているとおりで、この論稿が、その論点を回避して扱っているようにみえます。むしろ、欲求の主観的根拠をいう 3 頁下から 6 行ではそれに間接的にふれているとはいえ、「快」という語が論稿に一度も出てこないのを奇妙に思いました。これは印象というべきものですから、（おそらく以下の二点と関係がないことはないと思われませんが）質問は以下の二点にしぼります。

この論稿のポイントは、7 頁下から 8 行「可能的目的に対して開かれている存在者」を同下から 5 行「人間性」と理解して 9 頁 15 行にある「促進の条件となる基盤をたえず拡張し続けなければならない」「ダイナミックで創造的な性格」（同 20 行）を結論づける点にあると考えます。えてして普遍妥当性をもたぬ格率を排除する厳格主義として理解されるカントについて、積極的な可能性を読みとろうとする趣旨と受け取りますが、他方で、以上の考察には「可能的な目的」がやはり普遍妥当性をもつ、道徳法則に合致しうる目的に限られている点が看過されていないでしょうか。上の説明は不完全義務には妥当しやすいにしても、破約の禁止や自殺の禁止といった完全義務に関しては積極的な意味をもつでしょうか。ご論稿の末尾の「自ら可能性を探究し続ける責務」という場合も、たんに可能的な目的を広げることがカントの主張だというご趣旨だとすれば、その可能的目的は普遍的道徳法則に合致するそれであることのほうがカントのいっそう重要な主張だという反論にどのようにお答えでしょうか。

6 頁 3 行には「それぞれの理性的存在者が自らの現存を『』として評している」、同 6 行にも「表象されている」とありますが、同 14 行には「偶然的な諸目的の連関から独立した唯一の目的として存在している」とあります。この行論は、表象されているという事実から存在を導く曖昧さを含んでいるようにみえます。この主張は 12 頁の 11-13 行に「理性的存在者が自らに対して、可能的目的をもつものに対する態度をすでにとっている」と 2 行後の「自らがただ単に目先の主観的目的を追い込んでいくだけの存在者でないことを常にどこかで理解」とある「どこかで」の曖昧さに通じています。カントの議論からすれば、「どこかで」という曖昧さはなく、むしろ理性的存在者が自らを道徳法則にもとづいて自律する

者と想定するかぎりにおいてのみ「自らがただ単に目先の主観的目的を追い込んでいくだけの存在者でない」ことが自覚されるはずで、その自覚がないかぎり、あるひとりの（理性だけでなく感性によって意志を制約される）理性的存在者がただ自分ひとりだけを「可能的目的をもつもの」とみなし、他の人間を自分の可能的目的を実現するためのたんなる手段としてみなすことは成り立ちうるように考えます。少なくとも「どこかで」という曖昧な表現はカントの議論と整合的なのか、整合的と主張されるならばあえて「どこかで」という曖昧な表現を採用された理由をご説明ください。

**【回答】 八木緑（関西学院大学）**

関西学院大学の八木と申します。ご質問ありがとうございます。以下、お答えいたします。

1) 「目的とされる快をカントが除外したゆえにこの問題[回答者注：カントの目的方式が定める人格に関する問題]が生じることはカントのテキストに示されている」が、本論稿がこの点に回避しているように見えることについて。

A. 品川先生は印象であると断っておられますが、この点をご指摘の通りであり、また書き添えておられますように以下のご質問とも無関係ではないと思いますのでコメントを加させていただきます。確かに、カントの実践哲学における目的の問題を扱う上で、快や幸福がまずもって道徳原理から排除されることに触れていないのは、奇異であるのみならず考察として不十分な印象をもたれたかと思えます。以下は弁明になりますが、これは敢えて論点を回避しているのではなく、客観的目的（目的それ自体）が主題であることを意識しすぎたための論点の見落としです。論文を改めて推敲し、この論点についても注意深く見直したいと思えます。

2) 本論稿は、「可能的な目的」に着目することで一般に厳格主義として理解されるカントの実践哲学的主張に積極的な可能性を見出そうとするものであるが、それは他方で「可能的な目的」が普遍妥当性をもつ、道徳法則に合致しうる目的に限られている点が看過されているのではないか。それとともに、本論稿の主張は完全義務には当てはまらないのではないか。

A. 本論稿は「可能的な目的」という概念について、「単にありうる主観的目的の漠然とした範囲」ではなく（1 ページ）、理性的存在者が「あらゆる可能的な目的の主体」であることに着目する場合の目的の可能性を意味するものとして理解しています（7 ページ）。さらに「可能的目的」に付された「あらゆる」という語に注目し、この目的の可能性が普遍的なものであると解釈するならば、「目的それ自体」を目的とすることは普遍的な可能性を目的とすることであると解されます。また、道徳法則に合致しないような

行為（たとえば自身の快の満足という主観的目的のためになされる行為）の目的は、「目的それ自体」が「あらゆる主観的目的の最上の制限的条件をなすべきもの」である限り（『基礎づけ』IV430f., 本論文では6ページに引用）、「目的それ自体」を目的とする場合には排除されます。したがって、「可能的な目的」は、本論稿の立場では「普遍妥当性をもつ、道徳法則に合致しうる目的」そのものであり、それゆえ7ページでも触れておりますように、完全義務にも当てはまるものであると思われます。しかしながら、以上の回答において用いた「普遍的可能性」という表現は本論稿では使用しておらず、また道徳法則との関係についての説明も十分ではなかったと思います。ご指摘いただいた点に留意しつつ、推敲の際には「可能的な目的」と普遍妥当性との関係を明確にしたいと思います。

3) 理性的存在者「目的それ自体」として表象されているという事実から存在を導く曖昧さ、またこれと連関して「自らがただ単に目先の主観的目的を追い迫っていくだけの存在者でないことを常にどこかで理解し…」(本論稿 12 ページ) という「どこかで」のもつ曖昧さを抱えた解釈は、カントの議論と整合的であるか。

A. まず、表象と存在との関係づけについて、不用意な書き方ゆえに曖昧になっているのご指摘は仰る通りです。この点は、「意志の客観的原理」は「目的それ自体であるという理由で必然的にすべての人にとって目的であるものの表象から」取り出されるとするカントの主張（『基礎づけ』IV 428f., 本論文では5ページに引用）に即せば、むしろ理性的存在者が「目的それ自体」として現存するからこそ表象の事実が生じると言わなければなりません。この点に留意した上で、ご指摘いただいた箇所「どこかで」という表現を用いた理由についてお答えします。確かに「自らがただ単に目先の主観的目的を追い迫っていくだけの存在者でない」ことの自覚は、カントの叙述を踏まえれば理性的存在者にとって道徳法則に基づく自律的な行為者であることの想定においてのみ成り立ちます。ただ、本論稿では、人間という感性的でもある理性的存在者においてはこの自覚が意志を必ずしも規定しないという点が重要であると考え、経験的なレベルにおいては自覚は常に感性的欲求の影響を受けることで揺るがされていると解釈しました。「どこかで」という表現はこの人間の意志の不完全さを念頭に置いたものです。しかし、当該の箇所において理性的存在者と人間とを特に区別していることを示す文言はなく、それゆえこの表現を用いた文章が何を言おうとしているのかがきわめて分かりにくいものになってしまっていると思います。曖昧さを取り除きつつ、主張がより明確になるように論文全体を改めてよく見直したいと思います。この度は貴重なご意見・ご指摘を誠にありがとうございました。